

《鳴門市農業委員会 10月総会 議事録》

開催日時 令和5年10月27日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 栗田 和美 2番 石園 順市 3番 稲木 伸顕
4番 井上 富夫 5番 大西 善郎 6番 小川 佳
7番 海山 貞佳 8番 川添 誠司 9番 小林 幸男
10番 里見 廣治 11番 杉本 英昭 12番 高田 吉敏
13番 竹村 昇 14番 中井 弘 15番 西川 公昭
17番 濱堀 秀規 18番 林 博子 19番 藤江 厚子
20番 向 栄治

欠席委員 16番 西川 美鈴

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
② 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 2件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和5年10月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
まず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員19名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。
それでは、進行につきましては大西会長よりよろしく願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。
議事録署名人は、10番 里見委員、11番 杉本委員をお願いいたします。
それでは、これより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。この案件につきまして、事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件>
・申請番号1～6について申請内容説明

大西会長 それでは、申請番号1番・2番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

稲木委員 3番。申請番号1番と2番は同じ農業経営を行う祖父と孫がそれぞれ譲受人となり、同じ譲受人と売買を行うものですので、合わせて説明します。
申請地が複数の地区にまたがりますが、代表して私から説明します。
譲受人の〇〇さんは撫養町と大津町で梨と蓮根を栽培しています。孫の●●さんも〇〇さんの農地で就農しており、2年の農業経験を持っています。申請地の取得後も協力しながら農業経営を行う予定です。
申請地はいずれも梨を栽培しており、取得後も同様に梨を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番・2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号1番・2番については原案どおり許可いたします。
次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

竹村委員 13番。譲受人は大麻町で自家消費のみかん等を栽培しています。居住地に隣接する農地が休耕地となっており、所有者からの意向もあり、この度の売却の話に至りました。
取得後は季節野菜を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えております。
ご審議の程、よろしくをお願いします。

- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について、地元委員さんからご意見をお願いします。
- 井上委員 4番。譲受人は大麻町で薬物野菜等を栽培しています。申請地は、譲受人が現在耕作している農地に隣接しています。現在は休耕地となっておりますが、取得後はサカキを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくをお願いします。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号5番について、地元委員さんからご意見をお願いします。
- 栗田委員 1番。申請番号5。譲受人は大津町で自家消費のかぼちゃ等を栽培しています。申請地は、現在休耕地となっておりますが、譲受人の所有している農地に近く、取得後はかぼちゃや豆類を栽培し、販売も目指す計画となっております。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。
ご審議の程、よろしくをお願いします。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号5番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号6番について、地元委員さんからご意見をお願いします。
- 川添委員 8番です。譲受人は、住所を◇◇県に置いていますが、平成29年から大麻町の△△施設「△△△△△」に就職し、現在は大津町大代の▲▲施設「▲▲▲▲▲」を運営するため、年間330日ほど、◆◆町に住んでいます。
新規就農にあたりますので、譲受人と面談を行い、今後営農に必要なことについて確認しました。住民票については、◇◇県でも事業を行っているため移せないとのことですが、生涯営農することを書面でも提出しています。
申請地は、自身の店舗に近く、取得後は玉ねぎを栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できております。
また、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても

問題無いと考えます。

ご審議、よろしく申し上げます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号6番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号6番については原案どおり許可といたします。

以上で議案第1号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 それでは、申請番号1番について、地元委員からご意見を申し上げます。

栗田委員 1番。申請番号1。申請地は、市営矢倉団地から西に位置する農地です。
申請地は現在耕作しておりますが、このたび、隣接地に申請人の娘が農家住宅を建設するにあたり、公道からの進入路を新設するものです。

また、申請地内にある既存の農業用倉庫が、80年ほど前に建設されておりましたので、進入路を新設することと併せて、本申請を行うものです。

事業計画では、整地し砕石転圧を行います。

排水については、隣接する水路に雨水を放流することについて、地元自治会の同意を得ています。

ご審議の程、申し上げます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、市営矢倉団地から西へ約250mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

また、農業振興地域内農用地でしたが、令和5年9月に今回の申請と同目的で軽微な変更申請がなされており、農業用施設用地へ用途変更が行われております。

申請地内にある既存の農業用倉庫が、農地法の適用以前（S27年制定）の80年ほど前に建設されておりましたので、進入路を新設することとあわせて、農業用施設用地に農地転用を行うものです。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

大西会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で、『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に

入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 3. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件 >
・申請番号1について申請内容説明

大西会長 次に地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見を申し上げます。

稲木委員 3番。申請地は、鳴門インターチェンジから北に位置する農地です。
譲渡人は、市外在住であり、今後の耕作者もおらず申請地を耕作できていませんでした。この度、農地を有効利用するために譲受人と所有権移転の話がまとまり、今回の申請となりました。
事業計画では、整地後に転圧を行い、周囲に土羽を設置し、土砂の流出防止に努めるとともに、フェンスを新設することで、被害防除を図ります。
排水については雨水のみであり、地下浸透とする計画です。
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、鳴門インターチェンジから北へ約1400mに位置しており、周囲を国道11号沿いの山林に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
事業計画では、ソーラーパネルを148枚設置、49.5kWの発電出力が見込まれております。
本事業は譲受人が発電事業を行い、四国電力株式会社に売電を行う計画で、四国電力株式会社との系統連系契約は、令和5年5月に成立しております。
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
ご審議の程、よろしく願いいたします

大西会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

大西会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 < 5. 報告事項 5件 >
① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
② 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業経営基盤強化促進法) 2件

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございませんか。

無いようでございますので、これもちまして令和5年10月の総会を終了
いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時25分
令和5年10月27日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 里見 廣治

議事録署名者 杉本 英昭